



雇用

野々村ビル1階)も可。同センターには、震災の影響で解雇や休業、賃下げとなつた労働者からの相談が増えている。使用者が便乗して労働者に不利益を与えたとみられる事例も多い。

厚生労働省は、震災で勤め先が事実上倒産した労働者のために「未払い賃金立て替え払い制度」の申請手続きを簡単にして、自治体が出す「罹災証明書」があれば申請できる。各地の労働基準監督署で受け付ける。対象は岩手、宮城、福島など9県の災害救助法適用地域にある事業所に勤めていた人。震災の直接的な被害で事業が続けられなくなり、事業主に賃金支払い能力のないことが条件だ。6ヶ月分の給与と退職金を296万円まで立て替える。

NPOある労働相談

NPO法人「労働相談センター」は27日と来月10日、「大震災がらみ集中労働相談」を行う。電話(03・3604・1294)かメール(info@toburoso.org)で受け付け。来所(東京都葛飾区青戸3の33の3)。

■雇用相談

NPO法人「労働相談センター」は27日と4月10日、東日本大震災の影響で解雇や休業、賃下げなどに遭つた労働者を対象に無料相談を行う。受付時間は両日とも午前10時～午後5時。☎03・3604・1294▽メール info@toburoso.org▽面談＝東京都葛飾区青戸3の33の3、野々村ビル1階。